

犯罪被害者等施策講演会(第9回)

日時：平成28年3月8日(火)15時～16時

会場：中央合同庁舎第8号館623会議室

講師 楠本 節子氏(認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター 副代表理事)



テーマ「犯罪被害者支援～民間支援団体としてできること～」

(配付資料)

皆様、こんにちは。ただいまご紹介に与りました大阪被害者支援アドボカシーセンターの楠本でございます。

皆様のお手元に全国被害者支援ネットワークのリーフレットを配らせていただ

いております。今日はいろいろな地域からもお越しいただいているということですが、全国47都道府県48団体、北海道だけ2団体ありますが、公安委員会の指定を受けている47団体が犯罪被害者等早期援助団体として活動しております。

まだまだ民間被害者支援センターの存在が認知されておりませんし、「実際どんなことをやっているのだろう」と思われてもいます。連携、連携と申しますが、相手が何をしてくれるのか、あるいは特に私どもがよく言われるのが、怪しい団体ではないかと。警察から紹介を受けたけれど、どういうところかよくわからないし、宗教団体か何かで、そこへ行くと引き込まれるのではないかとおっしゃった被害者もありました。それくらい信用がないということですので今日は実際にどんなことをやっているかということを中心にお話しさせていただきたいと思います。

(スライド2) 今日はこのような順序でお話しさせていただきます。

日本の犯罪被害者支援の歴史をひもといてみますと、1970年代あたりでまだまだ全く影すら見えない。

67年に、市瀬朝一さんとおっしゃる、息子さんを通り魔事件で殺されたお父様がいらっしゃいました。後に木下恵介監督によって『衝動殺人 息子よ』という映画になりました。DVDにもなっております。殺された息子さんがいまわの際にお父様に、「おやじ、かたきをとってくれ」という言葉を残して亡くなられたということで、市瀬さんは孤軍奮闘なさっ

て、特に支援というものが全くなかった時代でしたので、大変御苦勞なさったと聞いております。被害者に対しての補償制度を促進する会（「犯罪被害者補償制度を促進する会」）をご自身で立ち上げられて、日本中を一人で訪ね歩き被害者ご遺族を見つけては、一緒にやってみようということを始められました。ただ、その運動が点でしかなくて、なかなか線にも面にも広がっていくには至りませんでした。

そして、80年に、犯罪被害者等給付金支給法が制定されるわけですが、そのきっかけとなったのが74年の三菱重工ビルの爆破事件でした。このときに、企業に属していらっしゃる方は、労災であったり、いろいろな形で補償がされましたが、お昼休みか何かでたまたまビルの前を通っていてけがをされたり、命を落とされた方もいらしたそうですが、そういう方に対しては全く何の補償もなかった。この事件が一つのきっかけとなって、どこからも補償がされない方、通り魔事件もそうですが、そういう方に対しての補償をする制度が必要だということで、80年に犯罪被害者等給付金支給法ができ今もこの制度は続いております。

ただその後も運動体として盛り上がっていくことはなかった訳です。

91年の「犯罪被害者給付制度発足10周年記念シンポジウム」で、富山県の大久保恵美子さんとおっしゃる、息子さんを飲酒運転で亡くされたお母様がこの場に参加をされていて、そこで発言されたことが日本の被害者支援が今のように広がっていく契機になったと言われているわけです。

大久保さんが息子さんを亡くされた当時、保健師をされていたことで、心理的なことについては理解されていたと思います。ところが実際にご自身の身に起きたときに、悲しみに暮れたまま仕事も手につかず、やめざるを得ないということになったそうです。そのときに、お知り合いの方を通じて、アメリカで飲酒運転に反対する母の会（MADD）、これは全米組織のかなり大きな組織で、そこに行ってみないかと言われて、出かけられたそうです。その折小さな集会で自己紹介をしているときに、息子さんのことを思い出され泣いてしまわれたそうです。私たち日本人の常として、「ごめんなさい」と思わず言ってしまったところ、周りの方が、「なぜ泣くことをやめるのだ、あなたはまだまだ泣く必要があるから、泣いていていいんだよ」という言葉がけをされたとのことだったそうです。日本では、「早く泣きやみなさい」「息子さんのことを忘れて、ほかの家族のために立ち直りなさい」ということを言われ続けてきて、アメリカで初めて、泣いていてもいいと言われた。日本の社会では安心して涙を流せる場、自分の思いを語れる場というのがないということをおもわれたわけです。

大久保さんは、アメリカでNOVA（全米被害者支援機構）も訪問され、その時、前年に被害者支援の調査研究でNOVAを訪問された今ここにいらっしゃる安田貴彦さん（当時、警察庁給与厚生課長補佐、現内閣府犯罪被害者等施策推進室長）の名刺をもらって、日本に帰ったらこの人に連絡したらいいよと聞いて帰国後お電話をされたそうです。いきなりお電話がかかってきて、安田さんもびっくりなさったのではないかと思います。

そして、そのときにこの10周年記念シンポジウムがあるとの案内を受け大久保さんは参加なさったそうです。そこにはシンポジストとして法律学者、精神科医、ほか犯罪被害者のことを考えていらっしゃる専門家が登壇されていましたが、その場では、日本の被害者からは余り声も上がっていないし、そんなにニーズはないのではないかという発言があったそうです。それを会場で聞いていた大久保さんがちょっと発言をさせてくださいということで、「日本では安心して泣ける場所がない」ということを訴えられ、「自分もそういう場を日本の中で広げていくために尽力を惜しまない」とご発言になったと聞いています。このことは犯罪被害者支援の歴史の中で、今も語り継がれております。

それがきっかけとなりシンポジストの一人で東京医科歯科大学難治疾患研究所の精神科医の山上皓さんが、その発言を非常に重く受けとめ、日本ではそういうものが何もないということに心を痛めて、翌年に「犯罪被害者相談室」を医科歯科大の中に開設をされました。

そこに、山上先生、小西聖子先生という精神科医や他スタッフの方が加わられた訳です。これがいわば日本の民間被害者支援の始まりだと聞いています。

また同じ年には、現実には被害者の方たちがどんな状況でいらっしゃるのかという実態調査も行われました。

その後、1995年に阪神淡路大震災がありました。大阪YWCAというNGOが、今まで大きな災害が起きると物理的な支援、物資の輸送であったり、炊き出しであったり、そういう支援は当たり前のようにあったわけですが、メンタルな支援、被災者が抱える精神的な苦痛に対して支援をしようというボランティアを募集しました。私もそれに応募をして、被災者の方への支援ということで避難所や仮設住宅訪問を行いました。

そのボランティアのトレーニングを引き受けてくださったのが、東京医科歯科大の「犯罪被害者相談室」の山上先生を始め、小西先生や、その他のスタッフの方々だったわけです。

その「犯罪被害者相談室」のお勧めもあって、被災者の方に起きるトラウマと言われる心の傷と、犯罪被害者に起きるものとは同一のものがあるので、是非大阪にもそういう相談室をつくってほしいかと依頼を受けまして、翌96年に私どもの前身である「大阪被害者相談室」を全国3番目に開設致しました。

その後、8団体が設立されたところで、全国被害者支援ネットワークが設立され、各都道府県にも順次できていったわけでございます。

2001年には私どもも法人格をとり、大阪被害者支援アドボカシーセンターに改称いたしました。2004年には犯罪被害者等基本法、2005年に第1次の犯罪被害者等基本計画、今年4月から第3次と先ほどもお聞きしましたが、そのように計画も順次進んでおります。2006年には犯罪被害者週間。これも各都道府県で様々な広報啓発活動が行われているところがございます。2008年には、ようやく刑事裁判で被害者の方が法廷の中に入ることができるという被害者参加制度も確立をされ、2009年には、裁判員制度が開始されました。

次に、犯罪被害者が置かれる現状ということで、被害者の心理を考えると、知っておくべきことについてお話し致します。よく言われるのが、被害者の方は2つの時間を持っている。つまり、事件に遭ったときに止まってしまった時計と、現実に関、毎日生活をして生きていかなければいけないという2つの時計を持っていらっしゃる。ご遺族の方がよくおっしゃるのがご命日になると、また事件のときの凍りついた感情に戻ってしまうということがある。その瞬間で時間が止ってしまっているところと、実際に生活していらっしゃる時間と、両方の時間があるということを想像しながら支援をしていかなければなりません。

また、司法手続であったり、マスコミの被害であったり、いろいろなことでの実務的な煩わしさと、心理的には日常生活の中でも様々な困難感を抱いていらっしゃるということがあります。

特にその中でも、周囲の人の言動に傷つきやすい。よく耳にするのが、時間の経過とともに、周りの方との温度差が強くなっていくと表現されます。

また、新聞で事件や事故の報道がされると、自分の被害のことを思い出して、落ち込んでしまつてとお電話が掛かってくるということがあります。

また、当然のことながら事件や事故でなく、どなたかが亡くなるということに対しても非常に敏感になってしまうということがあります。

(スライド5) 内閣府の犯罪被害者支援ハンドブックのモデル案に掲載されている図です。事件の影響で、5つの問題があります。①心身の不調、②生活上の問題、③周囲の人の言動による傷つき、そして④加害者からの更なる被害。加害者から謝罪の手紙が来ることも、逆にプレッシャーやストレスにもなる。仮に刑が確定したとしても、お礼参りがあるのではないかという心配もある。また⑤捜査や裁判に伴う負担があります。

次に、被害によって失うものについて考えてみたいと思います。

私たちは日常生活を送っている上で、社会は概ね安全で、人は信じられると思つて暮らしているわけです。町を歩いていても、いきなり誰かが自分のことを傷つけに來たり、電車に乗っていて、隣の人が殴りかかってこないと思つているから、比較的安心して居眠りなどもできるわけですが、ひとたび事件や事故に遭つてしまうと、やはり安全ではない、人も信じられないと思つてしまう。しかも、それが一生続くと言われているわけです。

事件そのものからもたらされる被害を一次被害と呼び、周囲の人の言動に傷つくことを二次被害と呼んでいます。

(スライド7) 平成19年～21年の3年間にわたつて、内閣府が犯罪類型別継続調査を実施しました。その調査の中でいろいろな二次被害を受けていらっしゃるという数字が挙がっておりまして、ご参考までに挙げてさせていただきました。ここに数字が挙がっているのが世間の声、加害者関係者、捜査に当たっている人からの二次被害も結構ある。近隣もそうですが、家族や親族。大変な目に遭つたら家族が結束するのではないかと聞かれるがちですが、とんでもない。それぞれに回復の過程も思いも違われるので、ちょっとした

ことでお互いに傷ついてしまうというところもある。民間の団体からも結構あります。二次被害という報道関係ではないかと思いがちですが、報道関係者は数字としては思っているほど多くはない。

ここで被害者の方の心理や状態、状況を知っていただくために、仮想事例に基づいてお話をさせていただきたいと思います。

強盗殺人事件のご遺族で、被害者の妻への支援についてです。Aさんの夫、被害男性は50歳で、仕事帰りに強盗に襲われて刃物で刺されて亡くなった。加害者は2週間後に逮捕されました。二人の間には大学生の息子さんと中学生の娘さんがいらっしゃる。逮捕から1週間後に、先ほど申しました公安委員会の指定を受けております犯罪被害者等早期援助団体ということで、警察から、被害者の方の了承を得た上で、個人情報や事件の概略がセンターにもたらされます。被害者の方に対して警察の方から、「こういうセンターがあるので支援を受けますか」と確認してくださることからセンターとの関係が始まります。多くの場合、支援センターからお電話をさせていただき、その上で実際にお目にかかって、いろいろな資料を見ていただきながら面接を行います。

事件直後のことですが、こういうふうにおっしゃっています。事件当時の記憶が抜け落ちている。お葬式もどうやって行ったのだろう。人からは「すごくしっかりしていたよね」と言われましたが、そう言われると、自分が冷たい人間なのかと、自分を責める気持ちになりました。何をどうしたらよいかわからない。実際警察からの提供情報ではなく、直接ネットで調べてセンターにお電話してこられた際、多くの場合、「私はこれからどうなるのでしょうか」、「何をどうしていいかわかりません」という問いかけで始まります。

特に、被害直後は、感情や感覚が麻痺し、現実感をなくしてしまった状態です。

また、直後は眠ったのか眠っていないのか、そういう感覚すらわからない状態が続きます。1カ月から3カ月ぐらい経ち、今度は寝ようとしても眠れなかったり、周りから「食べなさい、体力がもたないよ」と言われるけれども、食べられない。夜中に悪夢で目が覚めてしまい、1回目が覚めてしまうとそのまま眠れなくなってしまい家族の食事をつくるどころではない。自分自身も痩せてしまう。子供のほうがむしろしっかりしていて、高校生と中学生の息子と娘に私のほうが励まされている。このような睡眠障害や食欲減退という身体症状はほとんどの被害者の方に起きることです。

また、子供さんも決してしっかりしているわけではありません。お母さんの大変さを見ていると、とても自分の気持ちを話せない。自分のほうが泣いてしまうと、お母さんが更に崩れてしまうのではないかと親の気持ちを慮って、「大丈夫、私がついているから」みたいなことを言ってしまったりするところもあるわけです。

また、ぼーっとしてしまい、記憶力が悪くなって、子供に頼まれたことや大切な書類を忘れてしまう。事件や事故に遭う前にはできていたことができなくなってしまう、とお考え下さい。例えば、私たちが本を読んでいるときに、何かほかのことに気を取られていると、目で活字を追っているのだけれども、言葉が意味をなして頭に入っていない。こうい

う経験をされたことが皆さんの中でもおありになると思いますが、そういう状態が起きてしまう。また、今まで書いていた字が書けないとか、直後にいろいろな手続をされないといけないのだけれど、そういうことにも困難を感じる。

私たちが支援をした被害者の方ですが、息子さんが交通事故に遭われた折、連絡があって、父親に連絡をしようと思ったのだけれど、電話番号がどうしても思い出せなかったそうです。ふだんすらすら出てくるものが全く出てこないということが起きてしまう。

また、これから先のことが考えられない。もうどうでもよくなってしまい、自暴自棄な気持ちになったりする。或いは、いらいらして家族に当たってしまったたり、急に涙が出てとまらなくなってしまう。つまり、感情のコントロールができにくくなり、感情の起伏も激しくなってきます。

先ほどのスライドの中で、直後に起きる感情の麻痺の話をしました。感情が麻痺をするということ、一時的に感情が麻痺をすることで、考えなくても済むことで心を傷つけないような機能が働いているわけです。しばらくすると、今度は逆に眠れなかったり、いらいらして非常に攻撃的になったりということも起きる。また、将来に希望が持てない。考え方が非常にネガティブになってしまう。

6カ月～1年後は、その方によって異なりますが、刑事手続が非常に長引く場合もあります。加害者がなかなか認めないことで、裁判が行われる前の争点を整理するための公判前整理手続という期間が非常に長引くこともある。裁判は、必ずしも6カ月後、1年後に始まるというわけではありません。長い方の場合2年、3年かかることもある。

裁判が近づいてくると、不安でたまらない。また、裁判の中で真実を知りたいという気持ちと、逆に何も知りたくない気持ちがせめぎ合う。被害者が刑事裁判に参加する制度ができて、検事から裁判に参加しますかと聞かれても、加害者と顔を合わせるのも嫌だとか、非常に揺れ動く時期でもあります。実際に裁判を傍聴し、事件当時のことを思い出し精神状態がもとの状態に戻ったりするということもあります。

実際の裁判の中では、いろいろあってその時点で落ちついて傍聴できず取り乱してしまわれる方もあります。実際に付き添っている中で、法廷の中で被害者参加人として参加しているときに、途中で耐えきれなくなると、法廷の外に出たり、中には過呼吸状態に陥る方もいらっしゃいました。

また、弁護士を通じて加害者からの謝罪の手紙、これも心からの謝罪の手紙かどうかはわからないわけですが、検事から、「こういうものが来ていますが」という段階で、「見たくないのでもしばらく預かっていてください」ということもあれば、被害者参加弁護士のところで止まっている場合や、実際手元に来たのだけれど、ずっと開けないままに終わったということもあります。この事例の被害者の方は開封できないで、検事に渡したということです。

この時期には、「なぜ加害者は生きているのに夫は戻ってこないの？」という気持ちが非常に大きくなってくる。

裁判に伴う苦痛は非常に大きいわけですが、ただ、ほとんどの被害者の方が、やはりしっかりと自分が裁判に参加したり、傍聴したり、裁判に関われたことは非常に大きな意味があったとおっしゃる。やはり回復の道筋の中では必要なプロセスなのだろうと思っています。

裁判での証人出廷で、被害者のご遺族も証人として呼ばれている場合があります。主尋問は検事が行いますが、反対尋問で加害者の弁護士から何故そうなのかと聞かれると、責められているような気持ちになる。

また、目の当たりにしている加害者、被告人が本当に謝罪の気持ちを持っているのだろうか。どう見てもそんなふうには見えない。反省しているのだろうか。判決で刑が決まったとしても、気持ちは決して楽になるわけではない。裁判というのは一つの通過点ですので、裁判の間はかなり自分の気持ちを引き立てながら立ち向かっていらっしゃるわけで、終わった後に必ず落ち込みが来ます。何もやる気が起こらなくなり、周りからもどんどん取り残されるような気持ちになる。

特に裁判の中で、まだまだ残念ながら加害者の権利が非常に大事にされているように感じてしまう現状を目の当たりにすると、司法全体に対しての不信感というものも芽生えてくるわけです。

今、具体的な事例に即しながらお話をさせていただきましたが、実際に、被害者が受ける苦しみを4つに分けてみました。

1つ目は身体的な痛み。これは、暴行、傷害、けがをされるということや、それに伴ってずっと痛みが残ったり、時には後遺症が残るようなことがあります。それから、性犯罪被害者の場合には、望まない性行為による感染症の心配や、望まない妊娠をしてしまうという身体的な痛み。

次の精神的な痛みについては、割に想像がつくのではないかと思います。中でも大きな特色としては、非常に自責感が強いことです。

これは、交通犯罪で息子さんを亡くされたお父様の話です。ある冬の朝の家族の食卓風景を思い浮かべてください。お父さんと息子さんと一緒に食事をしていて、息子さんは大学生だったので、時間があるから、お父さんとしては早く食べて早く家を出なさいということをやっていた。ところが、その日に限って、その息子さんがマフラーをしていて、どうもそのマフラーを「おやじ、ちょっと見てくれよ」みたいなことでひらひら見せておられたそうです。そのお父さんは、「そんなのは帰ってからでいいから、早く行きなさい」と言って送り出した。それで息子さんはバイクに乗っていて、無謀運転の車にはねられて亡くなったのです。20年ぐらいたっているのですが、お父さんが今でもおっしゃるのが、あのとき私が出たとえ30秒でも、10秒でも彼の言葉に耳を傾けていたら、彼はその現場に行きあわせていなかったのが事故に遭っていなかったと。今もそのことで自分を責め続けているとおっしゃっています。

また、多くの被害者の方は自責感と同時に、自尊感情が低くなり、自分を大事に思えな

い。例えば大事な方が亡くなって、長いことを埋められていて、土の中から発見されたときに、自分は一生お風呂に入って温まったりしないようにするとおっしゃったご遺族もいらっしゃいます。いろいろなことで、自分自身の値打ちが下がったような気がする。あるいは、亡くなった人と同じような経験を、追体験をしていきたいとの思いをお持ちになることもあるわけです。

ストレス反応、ストレス障害については資料をご参照下さい。

経済的な苦しみ。これも被害者のことを非常に苦しめるわけです。収入減と支出増とありますが、実際の損害、これは金品や財産をとられたり、あるいは放火によって失ったりという損害と、そういう損害以外にも、被害に遭ったことで仕事をなくしてしまったり、悲しみのあまり仕事が続けられなくなって、やめてしまう。また、事業主をされていて、借金をしないともうやっていけない、果ては倒産というような収入減。さらに被害者を苦しめるのが支出増。余分な支出です。これは医療費であったり、ご葬儀の費用であったり、時には、住んでいらっしゃる家が現場になっていたりすると、引っ越しせざるを得ないということも起きてくるわけです。

損害賠償ですが、例えば何千万円という数字が出たとしても、ほとんどの場合は取り戻せない。加害者に資力がない、加害者が見つからない、どこかわからないところに行ってしまうこともある。そしてまた、民事裁判を起こすことは非常に負担が大きい。

民事裁判の負担が大きいということで、刑事裁判が終わった後に損害賠償命令制度という制度ができました。これは非常に画期的な制度で、刑事裁判での証拠書類などがそのまま使えるということで、ご負担も減ってきております。費用の点でもそうですが、民事裁判を起こすにあたって、精神的な負担や、経済的な負担、書類作成等の労力負担ということもあって、弁護士を雇わざるを得ないということもあります。

次に、社会的な苦しみ。例えば仕事をやめざるを得なくなって、社会的な地位や名誉を損失してしまう。マスコミからの取材で迷惑を被る。あるいは、人間関係からの孤立。

最近、東日本大震災5年ということで、連日報道されている中で、多くの方が「もう5年経ちましたね」と表現しています。それと同じように、事件から何年たったというふうに周りにいる人たちからは思われがちです。しかし、先ほど申しましたように、被害者の方にとって時間はそのまま止まってしまっている。「5年もたったら、もう元気になったんじゃない」と声をかけられたりする。その言葉で傷つき、今まで付き合い合っていた友達とも疎遠になる。

私たちのセンターでも、被害者の方が同じ体験をされた方同士で集まって、いろいろな思いを共有される自助グループがありますが、そこでもよく話題になるのが、「何年たったからもう大丈夫でしょう」とか、「ほかにも子供さんがいるのだから、その方のために頑張って生きてください」と、励ましのつもりで声をかけてくださるのだけれど、それがどうも自分の気持ちには合わない。

ご遺族の方も一生悲しい顔をされているわけではありません。ある程度年数がたったと

きに、ちょっとお会いしたときに笑顔で話すと、「もう元気になったのね」と言われてしまう。これが結構厳しいそうです。私も、自助グループに来ると安心して笑えるようになったと聞いて非常に驚きました。安心して泣ける場というふうに思い込んでいたのですが、実は笑うことすら、普段の生活の中ではなかなかできないということも初めて知りました。

被害者の必要とする支援ということでは、これも内閣府のハンドブックのモデル案の中に記載されております。

加害者が逮捕された直後は、裁判がどう進んでいくのか知りたいなど、いろいろなニーズがあります。他にも自宅で被害を受けたので引っ越したいや、事件のショックで眠れない、など様々なニーズが出てきます。

ここでは、必要とする支援、被害者の方が望むことはどんなことかということで、この5つを挙げてみました。

まず、「話を聞いてほしい」。電話の場合は匿名が担保されます。ほかの相談電話と違うところは、犯罪被害者の方からは特に情報提供を求められること。これから私はどうなっていくのだろう、裁判があると検事から聞いたけれども、裁判って一体何ですかなどいろいろなことを知りたい。

あるいは、実際に「来てほしい」。入院されている場合には病院に直接来てほしい。初めての面接を病院ですることもあります。警察で直後に事情聴取を受けたのだけれども、もう一回来るように言われた。現場検証や再現見分に立ち会ってほしいと言われているので、警察に来てほしい。あるいは、事件後、なかなか家から外へ出られないということがあるので、家庭に来てほしい。これも結構ニーズが高く、初回面接はご自宅に伺ってお話をさせていただくこともあります。また、直後はなかなか現場に足を運んだりできない、避けたい場所でもある訳ですが、事件から何年かたったとき、何回忌があるので現場に花を手向けたいので、一緒について来てほしい。私も実際、現場に付き添わせていただいたことがあります。

それから、「傍にいてほしい」。初めての場所に行くことは非常にストレスフルなことで、警察だけではなく、検察庁での証人テスト、事情聴取。また裁判を傍聴する際の付添い。また、警察で事情聴取の立会いや再現見分の立会いもさせていただいております。

また、「できないことを代行してほしい」。家事援助は、民間被害者支援センターではマンパワーが不足していて、まだまだそこまではできないので、今後何か公的なサービスが使えるばと思っております。事務手続。これも、さっき申しましたように、字が思い出せなかったり、書けなかったりということがありますので、ご自身で署名していただかないといけない部分は書いていただくのですが、こちらが読み上げてチェックを入れたりというようなお手伝いはしております。

そして、周りの方、「関係者へのサポートやアドバイス」。まだ仕事に復帰するには、状態がよくないので、もう少し猶予をいただけますか、或いは「こういうことがこの方には起こっています」というような心理教育を併せて説明をさせていただく訳です。

(スライド18) 被害者の方が必要とする支援で、方法や、こんなことをやっているというところでご覧いただければと思います。

次に、今日のテーマでもある訳ですが、民間支援団体の役割と実際の支援ということで、お話をさせていただきます。

(スライド20) 民間団体の位置づけというのは、これもハンドブックモデル案に出ております。このような形で、将来的には本当に被害者支援センターがワンストップ機能を持って、連携ができていくことが望ましいと思っているところでございます。

実際の支援の流れをご紹介させていただきますが、裁判傍聴の付添いを例にしております。実際には支援の依頼は、電話相談から入ってくることが多いわけです。最近ではホームページを見たり、警察でセンターのリーフレットをもらってお電話をしてこられる方も増えてきております。あとは、先ほど申しました、犯罪被害者等早期援助団体であれば警察からの提供情報によるもの。また、関係機関からも増えている。例えば、検事からも、「今ここに来られている被害者の方の支援をしていただけませんか」ということで連絡をいただくこともあれば、弁護士や市町村から紹介されることもあります。

センターでは、この支援を引受けて、これからどのように支援を進めていくのか、あるいはこの被害者の方にどういう支援が必要であろうかと、あらかじめ想定をしながらコーディネーター会議を行い、先ず初回面接を行います。

初回面接までに、この方にとって必要な情報提供や、今後つながる必要がある関係機関とも連絡をとらなければなりません。刑事裁判が始まるということで、公判を担当される検事にセンターから挨拶をして、「この方の支援に入ります。つきましてはこれからいろいろ連絡をさせていただきます。」という連絡調整を行っていくわけです。

実際の刑事手続上の支援。これは警察署、検察庁、裁判傍聴の付添い等があります。

裁判が終わった後のケアも十分に行います。

電話による長期のフォローアップということも必要になってきます。裁判が終わったら、その被害者の方との関係が終わるわけではありません。5、6年にもわたって、時折お電話が掛ってきたり、こちらからお尋ねのお電話をしたりというように、非常に長期にわたってのお付き合いになっていくわけです。長期にわたる支援の場合、見直しを図るためのケース検討会も行っております。

ここからは事件の流れに沿いながらお話ししたいと思います。

被害者ご本人との面接の中では、被害者の抱えている状況をきちんと確認しておかなければ、いろいろな社会資源のご紹介も含め使える制度や資源が何なのかということが確認できないわけです。まずは、身体症状がどうか、精神状態がどうかということを確認していきます。特に面接の場合に重要なことは、被害者の方が来られたときの全体の観察です。事件後、身体感覚も変わってしまっていて、例えば寒いときに薄着で来られたり、コートを着ることを忘れてしまったりということがあります。それによって被害者の置かれている状況や精神状態の確認を行う訳です。

また、今、心理的に何が起きているか、あるいは今後そのことが被害者の日常生活にどのような影響を及ぼすかという見通し、またどういう方法を講じることで回復への過程をたどっていかれるか。もちろん必ず回復されるとお伝えするわけではありませんが、今の状態の説明と今後の見通しなどについてもお話をいたします。

事件から3カ月後には、刑事手続における支援等が始まり、それに伴い関係機関との連携も始まります。

6カ月～1年後ぐらいの時期には民事訴訟が始まる被害者もあって損害賠償請求等の支援なども行います。長期にわたるフォローアップの中で、同じ体験をした被害者（特に遺族）が集まって話をされる自助グループへの案内もさせていただいております。

被害者支援の目標と留意点ですが、ここに具体的な目標を書いています。被害によって損なわれてしまった心理的、社会的、身体的な機能の回復を、少しでも情報提供をすることで助けるわけです。

また、被害そのものによって生じた問題の解決です。例えば、望まない性暴力によって妊娠した場合に、適切な医療機関をご紹介します、直後であればピルの服用などの情報提供を行います。

3番目の一旦失ってしまった社会や人に対する信頼感、安心感をどのようにして取り戻していただくかという点は、非常に難しいわけですが、民間の被害者支援センターの役割は、普通の人たちがこういうボランティアな活動で支援をしている。専門機関が決して上から目線でしていらっしゃるわけではありませんが、民間人がやっているということに非常に大きな意味がある訳です。そこでいい信頼関係を結ぶことによって、少しは人が信じられる存在であるという気持ちを取り戻していただくわけです。

被害者支援の留意点というところは資料をご覧くださいと思います。

最後に、今後の課題について話をさせていただきたいと思います。

先ほど来申しておりますように、残念ながら被害者支援、あるいはこういう支援センターの存在の認知度がまだまだ低いというところがございます。各センターはいろいろな取組を通じて広報・啓発活動も行っておりますが、まだまだ一般への理解が浸透していないのではないかと。

私たちの支援はある一定の期間しかできないわけです。その後、自分たちの生活の場に戻って行かれる際、地域コミュニティとしてできる支援の取組を私たちも提案していかなければいけないと思っていますところでは。

また、行政機関の取組ということでは、残念ながら大阪では被害者支援条例の設置は、摂津市と堺市の2つの市にとどまっております。いつも大阪府、大阪市での条例の設置をお願いしておりますが、なかなか進んでおりません。

今後整備してほしい制度や措置ということで、カウンセリングの公費負担はいよいよ実現をしそうところだと聞いておりますので、非常に楽しい制度でございます。

先ほど経済的な負担が多いと申しましたが、もう少し犯罪被害者の方を対象に広げられ

る貸付け制度があるとよい。例えば、子供さんや寡婦に対しての貸付けの制度などがあるのですが、資力要件の面でかなり厳しいところがあります。

トラウマ治療に精通した医療機関の育成についても、各都道府県の支援センターが一番頭を悩ませているところで、どうしても特定の医療機関に限られてしまっていて、ようやくたどり着いたとしても、半年待ちが普通という現状でございます。

被害者に理解のある弁護士、これも大阪には4,000人ぐらいの弁護士さんがいらっしゃいますが、犯罪被害者支援委員会という被害者の支援をしている弁護士は残念ながら100人にも満たないというところではあります。

また、法テラスで被害者精通弁護士と銘打って研修などもされているようですが、実際に被害者参加を経験されている弁護士さんも少ないのが現状で、今後そのあたりの教育にも力を入れてほしいと思います。

他に、刑事手続の中で、在日外国人のための通訳も、英語や中国語はありますが、今後は様々な国籍の方も増えていくのではないかと思いますので、多様な言語が必要とされる場所です。

裁判所内での施設もまだまだ整備されておられません。先日、イギリスとドイツの被害者支援組織の視察に行っていました。被害者専用の控室なども充実していて、うらやましいと思いつつ帰ってまいりました。

子ども連れで来られる被害者のために、無料で使える保育制度の拡充が待たれます。

今日は、民間のセンターがどんなことをやっているのかということをご紹介させていただきました。ご参加の皆様も、各都道府県の中で支援センターと連携なさっていらっしゃるとは思いますが、連携の中で重要なことは、お互いにどんなことをやっているかの共有がきちんとできているかではないかと思っております。これを機会に、民間の被害者支援センターへの理解をより深めていただければと願っております。

被害者の方の負担の軽減のためには、民間センターのワンストップ化の実現が待たれる場所です。全国被害者支援ネットワークでも、24時間365日の相談をモデルケースで始めようかという話もしておりますが、これも資金や人数の確保ということで、まだまだ難しい。そのための財政難の解消ということも課題です。

最後になりましたが、せつかくの機会ですので、是非皆様にお願ひさせていただきたいことがあります。被害者の方がいろいろな窓口に出向かれたときに、たくさんの方が来られているので、そうはできないこともあるでしょうが、問い合わせの一つずつ丁寧な対応をしていただきたい。

そして私たちのような支援センターでさえ、知ってしまった専門用語をそのまま使ってしまうことが多々あります。被害後でなかなか漢字言葉が頭に入ってこないということもありますので、できるだけふだん私たちが使っている易しい言葉に置きかえて下さい。1回説明したからいいだろうではありません。情報は必要されたときに説明をすると生きてくるものですので、何度も何度も同じことを、「これは前にも申し上げましたけれども、

もう一度お伝えしますね」と、繰り返して説明をしていただきたいと思います。

また、たらい回しではなく、適切な機関の紹介をしてくださることで、よりよい連携をさせていただければと思っております。民間の被害者支援センターだけでは何もできませんので、どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

被害者の方は、ある日突然被害者になられるわけです。気の毒な人だとか、かわいそうだとか、特別扱いしないで、一人の人間として、その尊厳を尊重していただきたいと思います。願ひまして、私の拙い講演を終わらせていただきたいと思います。

参考資料をつけさせていただいておりますので、またご覧いただければと思います。

(質疑応答)

地方公共団体職員

長期にわたるフォローアップの中で自助グループの案内がお話の中にあっただかと思ひます。自助グループはいろいろな状況があるかと思ひますが、これを立ち上げるきっかけとか、こうゆうふうになれば立ち上がりやすいなど、コツのようなものは何かあるのでしょうか。

講師

大阪では他の支援センターと違っているかもしれませんが、私たちの支援を受けていらっしやらなかった被害者の方たちからの要請を受け、センターが立ち上げた自助グループに参加される形から始まりました。つまり、ご自身で立ち上げられますと、立ち上げた方に非常に負担がかかります。例えば、場所をどこにするのか、メンバーにどうやって案内するのか、当日どういうセッテングにするか。煩雑なことを支援センターが引き受けることが、支援センターにおける自助グループの在り方としては、望ましいのではないかと思ひます。立上げに際しては支援をしている方の中で、「同じような体験をした人と話をしてみたい」というような声があがったら、その地域の支援センターがあると思ひますので、そちらの方に働きかけて下さい。安心して話せる場所の確保は重要ですので、支援センターが軸になって始められるといいのではないかと思ひます。私たちの支援センターの自助グループも、最初は支援をしていない方が多かったですのですが、最近では、私どもが支援をしている中で、時機を見て自助グループの案内をします。ただ、自助グループも向き不向き、グループ活動に向いている方向いていない方があると思ひます。また、個別での対応が必要、カウンセリング、長期にわたる治療が必要という方もいらっしやいます。お誘ひする際には、その辺の見極めが重要になってきます。できるだけ、一人の方に負担にならないように留意していく必要があります。

